# 業界の足並みそろう



地方空港としては、先陣を切って民営化が実現する仙台空港。 して、その役割が増すことになりそうです

### に寄与 地方創生や観光立国の推進

幅に緩和されています。 国土交通省は今年4月、航空局長通達 国土交通省は今年4月、航空局長通達

制限が設けられないことになりました。制限が設けられないことになりましたが、地航空自由化の対象区間であるか否かで個札販売の割合が設定されていましたが、地方空港では今後は当該区間の自由化を条方とせず、相互主義の観点から問題がなければ、原則として個札販売の割合について側に、当事国の航空会社がITC具体的には、当事国の航空会社がITC

また、第三国の航空会社がITC便をまた、第三国の航空会社がITC便を連航する場合も、従来は当該第三国が航遠権などの路線権益の制限内であれば、個人販売が認められていましたが、地方空港ではそうした条件や制限を撤廃し、相互主がはそうした条件や制限を撤廃し、相互主がはそうした条件や制限を撤廃し、相互主

ます。

同省航空局航空ネットワーク部航空事業課の平岡成哲課長は、今回の個札販売の段進や新たな定期便就航のための足がかりとなることなどを踏まえ、地方創生や観光立国のさらなる推進に資するため、通達の改正を行った」と説明。「地方空港発着のの改正を行った」と説明。「地方空港発着のりやすくして、その使い勝手を良くすることで、チャーター需要の促進を図っていきたとで、チャーター需要の促進を図っていきたとご、チャーター需要の促進を図っていきたとご、チャーター需要の促進を図っていきたとご、チャーター需要の促進を図っています。

# 下げる 下げる のハードル

ることは重要だ」という認識を示していま

観光庁観光産業課の西海重和課長は、 地方空港発着「TC便における個今回の地方空港発着「TC便における個 を座席販売の要件緩和について、「旅行会社による座席販売の柔軟性が増すことから、地方 における座席販売が容易になるものと想における座席販売がである。 における座席販売が容易になるものと想における座席販売の割合に係る制限がなる。 と指摘。「特に、チャーター便の運定される」と指摘。「特に、チャーター便の運定される」と指摘。「特に、チャーター便の運定される」とおう見方を明らかにしました。 される」という見方を明らかにしました。 される」という見方を明らかにしました。 される」という見方を明らかにしました。

**^**0

さらに、地方空港発着のチャーター便が地加すれば、訪日インバウンド市場においても、地方空港への座席供給量の拡大が実現されることから、西海課長は、「訪日外国人旅行者の旅程の選択肢を広げるものともなり、これまでゴールデンルートに集中していた訪日需要を地方に分散させ、地方観光いた訪日需要を地方に分散させ、地方観光の活性化にもつながる」と期待を表明。「訪日常行者の地方への誘客は、『明日の日本を支える観光ビジョン』にも位置付けられて



民営化により新規路線の誘致やターミナルビルの商業施設運 営などの面で新機軸も期待される仙台空港

### 場の活性化 夕

ド需要拡大と観光振興による地方創生を 個札販売要件の緩和は、地方へのインバウン 地方空港発着ITC便の増加をもたらす おり、『地方イン・地方アウト』を容易にする 実現するための重要な施策だ」と強調して

# 路線ネットワークの充実に

ITC便での個札販売要件緩和の対象

期待を表明しています。 ター市場の可能性を広げることになる」と い仙台空港で、ITCの要件緩和がチャー 構の紺野純一専務理事は、「定期便が少な 促進にも取り組んでいる東北観光推進機 の民営化が予定されており、同空港の利用 となる地方空港の中では、7月に仙台空港

年5月8日から11日までの4日間にわた キャンペーン」を実施するのに合わせて、今 者の拡大を目的とする「パスポート取得 機構では、JATA東北支部が海外旅行 紺野専務理事によると、東北観光推進



航空事業課の平岡成哲課長

ターデスティネーションの多様化を図ること

拡大に向けた意見交換も行いました。 会社を訪問して、東北と台湾との相互交流 会、東北六県商工会議所連合会などのメン 動を台北市内で実施。この台北へのミッショ り、国際航空路線の拡充に向けた誘致活 バーも参加しており、現地では複数の航空 ンには、JATA東北支部や東北経済連合

よって、観光目的とする団体旅行やパッケー でなく、第三国の航空会社も含めてチャー ども通じ、東北ブロックにおけるゲートウェ ジツアーだけでなく、業務目的の旅行者も ており、そのほとんどが台湾を目的地と 290本程度のチャーター便が運航され きた立場から、「チャーター市場の拡大だけ 際定期路線に加えてLCCの就航誘致な と指摘。従来からの大手航空会社による国 ら、市場の拡大や底上げももたらされる チャーター便を利用しやすくなることか するものだったが、個札販売の要件緩和に 4空港として仙台空港の利用促進を図って 紺野専務理事は、「2015年度は

観光産業課の西海重和課長 来を見据えています。 クの充実に資する展開にもつながる」と将 ができれば、将来的な定期路線ネットワー

### 様化を需要の創出や旅行商品の の多

て、強く働きかけを行ってきました。 と観光庁・航空局との連絡会などを通じ 和を観光庁と航空局に要請し、旅行業界 JATAは従来から、ITCの規制緩

行会社が実際に販売しやすい環境を整え ITCを利用して旅行商品を造成する旅 規制の緩和に加えて、JATAとしては、 る規制緩和を求めてきています。 すでに実現されてきているチャーター

創生や観光立国の推進に寄与するだけで 売』の規制緩和も実現されたことで、地方 の河野淳部長は、「2013年に認められた KNT―CTホールディングス海外旅行部 空港問題検討部会で副部会長を務める 『包括旅行用座席の卸し』に続き『個札販 JATA海外旅行推進委員会の航空



東北観光推進機構の紺野純一専務理事

伴う複雑で分かり難い規制の撤廃を求め 撤廃される形となっていますが、これは、第 る」と語り、その意義を強調しています。 てきたJATAの要請が実現されたもの する従来からの諸制限が地方空港に限って という配慮から、主に第三国航空会社に対 件緩和」でも、定期便に影響を及ぼさない 便優先」という基本政策が維持されてきて められてきました。今回の「個札販売の要 おり、チャーター規制の緩和も抑制的に進 なく、地方市場でのITC販売が容易にな 二国航空会社によるチャーター便の実施に 日本の航空行政では、あくまでも「定期

どをもたらす今回の「個札販売の要件緩 よるチャータービジネスの取り組み促進な にとっても販路の拡大や多様な旅行会社に 認するのにメリットがある。また、旅行業界 化を視野に入れてその空港の市場性を確 すると同時に、航空会社にとっても定期 る旅行者の利便性が向上、選択肢が拡大 河野副部会長は、チャーター便を利用す

航空・空港問題検討部会の河野淳副部会長

### 取材報告

### 期待高まるチャーター市場の活性化



東北観光推進機構は JATA 東北支部や経済団体と連携して台 北市で仙台への国際航空路線の拡充などを働きかけました (訪 問先の中華航空での意見交換会)

増していくことになりそうです。 和を目指していく考えですが、航空事業課 現されたのに続き、今後もさらなる規制緩 連絡会などを通じて今回の要件緩和が実 かなければなりません」と訴えています。 チャーター需要の掘り起こしやチャーター やインバウンド需要のさらなる増大に向け おり、アウトバウンド需要の本格的な回 していくためにも、旅行業界と今後も協力 の新たな展開も含めて、地方市場におけ 3国チャーターに取り組みやすくなるなど を十分に受け止めながら、例えば冬場など 品の拡充に取り組む機会として活用してい 会社を有効活用したリゾートなどへの第 して必要な施策を講じていきたい」と語って 2平岡課長も、「双方向交流の拡大を実現 に機材に余裕が生じる中央アジアの航空 」について、「旅行業界としても、その意義 ITCの果たす役割はさらに重要性を ATAとしては、観光庁・航空局との

### 国土交通省 【改正後①】包括旅行チャーター便に係る個札販売の要件 変更箇所 運航会社は当事国か第三国か。 当事国 発着空港は地方空港※1かそれ以外の空港か。 地方空港 それ以外の空港 <del>脈に関は航空自由化の対象</del> ● 運航区間は航空自由化の対象か。 ● 相互主義の観点から問題があるか。 相互主義の観点か ら問題があるか あり 無制限 半数未満 半数未満 無制限 ※1 主要観光地が多く存在する首都圏、近畿圏の主要空港(羽田、成田、関空)を除いた空港を地方空港とする。 ※2 ①、②は、別紙「『本邦を発着する国際チャーター便の運航について』の包括旅行チャーター便に係る要件の改正について」の①、②に対応

